

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第6回）検討結果

(1) 議会の役割と権限
 (基本構想、条例案及び
 条例解説案等)

【基本構想】

(議会の役割と権限)

- 市議会は、団体意思の決定機関であるとともに、市民自治を推進する機関であることを規定する。
- 市議会は、法律（政令を含む。以下「法律等」という。）に定められたもの以外の市の重要事項を議決する権限を有すること並びに市の執行機関を監視及びけん制する権限を有すること並びに市議会が有する法律等に定められた議決権を規定する。

【条例原案】

(議会の役割と権限)

- 市議会は、団体意思の決定機関であるとともに、まちづくりを推進する機関である。
- 2 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有する。
 - 3 市議会は、法律等の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限、並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。

【条例案】

(議会の役割と権限)

- 第●条 市議会は、団体意思の決定機関であるとともに、市民自治を推進する機関である。
- 2 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有する。
 - 3 市議会は、法律等の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限、並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。

【条例解説原案】

- 市議会は、市民の負託に応じて、自治体としての生駒市の意思を決定する機関であるとともに、市長をはじめとする執行機関と同様、市民との協働によりまちづくり（市及び市民が行う生駒市づくり）を推進する役割を担う機関であることを定めています。
- 市議会は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想などの市の重要事項を議決する権限や議事運営等を通じて執行機関の適正な行政運営が図られているかどうかについて、監視、けん制する権限があることを定めています。
- 市長と独立対等な二元代表制を担っている市議会の権限について、条例の制定改廃や予算、決算の認定を議決する権限をはじめ、検査権、検査請求権、調査権及び国等に対する意見書の提出権などの地方自治法の規定を確認するものです。

【地方自治法に定められている主な議会の権限】

- ・議決権（第96条の議決事項として、条例の制定改廃、予算の決定など15項目）
- ・選挙権（第97条、第103条、第182条）
- ・検閲・検査権、監査請求権（第98条）
- ・意見書提出権（第99条）
- ・調査権（第100条）

	<ul style="list-style-type: none"> ・長の不信任議決権（第178条） <p>【条例解説案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市議会は、市民の負託に応じて、自治体としての生駒市の意思を決定する機関であるとともに、立法機能を通じて市民自治を推進する役割を担う機関であることを定めています。 ●市議会は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想などの市の重要事項を議決する権限や議事運営等を通じて執行機関の適正な行政運営が図られているかどうかについて、監視、けん制する権限があることを定めています。 ●市長と独立対等な二元代表制を担っている市議会の権限について、条例の制定改廃や予算、決算の認定を議決する権限をはじめ、検査権、監査請求権、調査権及び国等に対する意見書の提出権などの地方自治法の規定を確認するものです。 <p>【地方自治法に定められている主な議会の権限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決権（第96条の議決事項として、条例の制定改廃、予算の決定など15項目） ・選挙権（第97条、第103条、第182条） ・検閲・検査権、監査請求権（第98条） ・意見書提出権（第99条） ・調査権（第100条） ・長の不信任議決権（第178条）
<p>(2) 議会の責務等 （基本構想、条例案及び 条例解説案等）</p>	<p>【基本構想】 （議会の責務等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市議会は、議決機関としての責任を自覚し、長期的展望をもって活動すること、民意の掌握に努めなければならないこと、意思決定に係る説明責任を有すること、市民との情報共有に基づく開かれた議会運営に努めなければならないこと及び立法機能の強化に努めなければならないこと並びに市議会の組織及び議員定数は、議会の役割を十分考慮して定められなければならないことを規定する。 <p>【条例原案】 （議会の責務等）</p> <p>市議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、長期的展望をもって活動するとともに、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 市議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。 3 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。 4 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。 5 市議会の組織及び市議会議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定められなければならない。 <p>【条例案】 （議会の責務等）</p> <p>第●条 市議会は、立法機関であり、意思決定機関としての責任を常に自覚し、長期的展望をもって活動するとともに、広く市民から意</p>

	<p>見を求めるよう努めなければならない。</p> <p>2 市議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。</p> <p>3 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。</p> <p>5 市議会の組織及び市議会議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定められなければならない。</p> <p>【条例解説原案】</p> <p>●市議会は、市民の代表機関として、将来展望を持った総合的な視野での判断や活動が求められるとともに、民意の掌握に努めなければならないことを定めています。</p> <p>●市議会は、意思決定における議論の内容及び経過を明らかにし、市民に分かりやすく説明、公表する責務があることを定めています。</p> <p>●市議会を市民に開かれた機関とするため、積極的な情報提供を行い、市民参加の推進に努めるべきことを規定しています。</p> <p>●市議会は、生駒市の実状に応じた独自の施策展開を進めるため、議会が有する立法などの政策立案機能の強化に努めなければならないことを定めています。</p> <p>●市議会の定数は、地方自治法第91条で規定されていますが、議会の組織及び定数は、意思決定機関として、また、本市のまちづくりを推進する役割を担う市民の代表機関として、本条例上の議会の役割を考慮し、自主的な判断に基づいて決定されるべきことを規定するものです。</p> <p>【条例解説案】</p> <p>●市議会は、市民の代表機関として、将来展望を持った総合的な視野での判断や活動が求められるとともに、民意の掌握に努めなければならないことを定めています。</p> <p>●市議会は、意思決定における議論の内容及び経過を明らかにし、市民に分かりやすく説明、公表する責務があることを定めています。</p> <p>●市議会を市民に開かれた機関とするため、積極的な情報提供を行い、市民参加の推進に努めるべきことを規定しています。</p> <p>●市議会は、生駒市の実状に応じた独自の施策展開を進めるため、議会が有する立法などの政策立案機能の強化に努めなければならないことを定めています。</p> <p>●市議会の定数は、地方自治法第91条で規定されていますが、議会の組織及び定数は、意思決定機関として、また、本市の市民自治を推進する役割を担う市民の代表機関として、本条例上の議会の役割を考慮し、自主的な判断に基づいて決定されるべきことを規定するものです。</p>
<p>(3) 議会の会議・会期外活動 (基本構想、条例案及び条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】</p> <p>●市議会の会議は討議を基本とすること並びに市議会は、全ての会議を原則公開とすること及び会期外においても、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査に努めなければならないことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (議会の会議・会期外活動)</p>

市議会の会議は、討議を基本とする。

2 市議会は、全ての会議を原則公開とする。ただし**適当**と認められるときは、非公開とすることができる。この場合においては、その理由を公表しなければならない。

3 市議会は、会期外においても、市政への市民の意思の反映を図るため、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査等に努めなければならない。

【条例案】

(議会の会議・会期外活動)

第●条 市議会の会議は、討議を基本とする。

2 市議会は、全ての会議を原則公開とする。ただし**必要**と認められるときは、非公開とすることができる。この場合においては、その理由を公表しなければならない。

3 市議会は、会期外においても、市政への市民の意思の反映を図るため、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査等に努めなければならない。

【条例解説原案】

●市議会は、市民の代表機関であるとともに、議論し、意思決定をしていく機関でもあることから、開かれた議会での議論が意思決定過程の透明性を高め、市民の意思を反映したものになるという考え方に基づき、「議論の重要性」について規定するものです。

●開かれた議会として議会での審議過程を明らかにするとともに、市民が自由に、また、積極的に会議を傍聴できるように会議の原則公開を定めています。ただし、地方自治法第115条の規定による秘密会とした場合は、その理由を公表しなければならないとしています。

【地方自治法】

第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

●議会は、会期中における議会の権限の行使だけでなく、会期外においても、市政への市民意思の反映のため、独立機関として市の施策等の検討や調査に努めなければならないことを定めています。

【条例解説案】

●市議会は、市民の代表機関であるとともに、議論し、意思決定をしていく機関でもあることから、開かれた議会での議論が意思決定過程の透明性を高め、市民の意思を反映したものになるという考え方に基づき、「議論の重要性」について規定するものです。

●開かれた議会として議会での審議過程を明らかにするとともに、市民が自由に、また、積極的に会議を傍聴できるように会議の原則公開を定めています。ただし、**個人情報**の保護に関わる事案などについては、**必要**に応じて非公開とすることができ、その場合は、**非公開**とした理由を公表しなければならないとしています。また、地方自治法第115条の規定による秘密会とした場合についても、その理由を公表しなければならないとしています。

	<p>【地方自治法】 第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。 ●議会は、会期中における議会の権限の行使だけでなく、会期外においても、市政への市民意思の反映のため、独立機関として市の施策等の検討や調査に努めなければならないことを定めています。</p>
<p>(4) 議員の役割・責務 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想案】 ●市議会議員の職務遂行及び行動の規範並びに能力向上のための努力義務を規定する。</p> <p>【条例原案】 (市議会議員の責務) 市議会議員は、市民の負託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市議会議員は、市民の代表者としての品位と名誉を保持し、常に市民全体の福利を念頭に置き行動しなければならない。 3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽に努め、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。</p> <p>【条例案】 (市議会議員の責務) 第●条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市議会議員は、市民の代表者としての品位を保持し、常に市民全体の福利を念頭に置き行動しなければならない。 3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽に努め、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 ●市議会議員は、議決機関としての意思決定に当たり、責任を負って市民から任される立場であることから、公平、公正、誠実に職責を果たすべきことを定めています。 ●市議会議員は、特定の地域や団体などの代表ではなく、市民全体の代表者である議員としての品位と名誉を保持し、市民全体の利益を行動の指針としなければならないことを定めています。 ●市議会議員には、分権時代における生駒市づくりを進める上で必要な、政策の提言や提案の一層の向上が期待されることから、そのための常に自己研鑽に努めていくべきことを規定しています。</p> <p>【条例解説案】 ●市議会議員は、議決機関としての意思決定に当たり、責任を負って市民から任される立場であることから、公平、公正、誠実に職責を果たすべきことを定めています。 ●市議会議員は、特定の地域や団体などの代表ではなく、市民全体の代表者である議員としての品位を保持し、市民全体の利益を行動の指針としなければならないことを定めています。 ●市議会議員には、分権時代における生駒市づくりを進める上で必要な、政策の提言や提案能力の一層の向上が期待されることから、常に自己研鑽に努めていくべきことを規定しています。</p>